

社会福祉法人共助会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共助会（以下「当法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等が、職務のため会議に出席した時は、報酬として日額 3,000 円を支給する。
また、監事への報酬は、勤務実態に即して別途支給することとし、監査業務の実施や行政の指導監査に立会した場合に時間給 5,000 円を支給する。
2 当法人の常勤職員である者（施設長など）には、支給しない。

(費用の弁償)

第3条 役員等が、当法人の依頼に応じ、業務のために出張した場合には、その者に対し費用弁償として、交通費及び宿泊費を実費支給することができる。また、日当として 5,000 円支給することができる。
2 当法人の常勤職員である者（施設長など）には、支給しない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成 20 年 3 月 25 日に制定し、当日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。